平成 25 年３月１日

各　位

上場会社名　　日工株式会社
代表者名　　取締役社長 西川　貴久
（コード番号　　6306）
問合せ先責任者　取締役財務部長 藤井　博
（TEL　　078-947-3141）

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年３月１日開催の取締役会において、以下のとおり、当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

１．株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

（１）	売出株式の種類及び数	当社普通株式	1,800,000 株
（２）	売出人及び売出株式数	日新火災海上保険株式会社	597,000 株
		株式会社三井住友銀行	405,000 株
		三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	320,000 株
		株式会社りそな銀行	300,000 株
		京阪神興業株式会社	150,000 株
		株式会社中国銀行	28,000 株

（３）売出価格　日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 25 年３月 11 日(月)から平成 25 年３月 13 日(水)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。

（４）売出方法　引受人の買取引受による売出しとし、ＳＭＢＣ日興証券株式会社及び野村證券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。

（５）申込期間　売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の２営業日後の日まで。

（６）受渡期日　平成 25 年３月 19 日（火）から平成 25 年３月 22 日（金）までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の６営業日後の日とする。

（７）申込証拠金　１株につき売出価格と同一金額とする。

（８）申込株数単位　1,000 株

（９）売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定は、取締役社長西川貴久に一任する。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

２．株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】２.をご参照）

（１） 売出株式の種類及び数　当社普通株式　200,000 株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況により減少する場合、又は本株式の売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定する。

（２） 売出人　ＳＭＢＣ日興証券株式会社

（３） 売出価格　未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）

（４） 売出方法　引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案し、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるＳＭＢＣ日興証券株式会社が当社株主（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。

（５） 申込期間　引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。

（６） 受渡期日　引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。

（７） 申込証拠金　引受人の買取引受による売出しにおける申込証拠金と同一とする。

（８） 申込株数単位　1,000 株

（９） 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定は、取締役社長西川貴久に一任する。

【ご参考】

１．株式の売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしましたが、これは当社普通株式の投資家層の拡大と流動性の向上を目的としたものであります。

２．オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、200,000 株を上限として、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるＳＭＢＣ日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成 25 年３月 22 日（金）を行使期限として貸株人より付与されます。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成 25 年３月 22 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)）、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、ＳＭＢＣ日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社がグリーンシューオプションを行使する場合には、ＳＭＢＣ日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からＳＭＢＣ日興証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

① 売出価格等決定日が平成 25 年３月 11 日（月）の場合、「平成 25 年３月 14 日（木）から平成 25 年３月 22 日（金）までの間」

② 売出価格等決定日が平成 25 年３月 12 日（火）の場合、「平成 25 年３月 15 日（金）から平成 25 年３月 22 日（金）までの間」

③ 売出価格等決定日が平成 25 年３月 13 日（水）の場合、「平成 25 年３月 16 日（土）から平成 25 年３月 22 日（金）までの間」

となります。

３．ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関し、売出人である株式会社三井住友銀行、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行、京阪神興業株式会社及び株式会社中国銀行は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売出価格等決定日に自己の計算で保有する当社株式（潜在株式を含む。）を売却（ただし、特定株式投資信託の信託財産への売却、銀行等保有株式取得機構の特別勘定への売却、積立勘定において行う売却、信託勘定において行う売却、特別勘定において行う売却、担保として保有する当社普通株式又は担保提供者より差入れられた当社普通株式の売却等を除く。）しない旨を約束しております。

また、当社は主幹事会社に対して、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割及びストックオプション等に関わる発行若しくは交付を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

以　上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。